

一般名処方加算に関する掲示

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品以下省略）の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みを実施しています。

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品を指定するのではなく、薬剤の成分を基にした一般名処方を行う場合があります。

一般名処方によって、特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

【一般名処方とは】

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。

そうすることで供給不足のお薬があっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。